

(別紙2)

久留米競輪場再整備に関するパートナーシップ協定書（案）

久留米競輪場再整備に係る工事（以下「本工事」という。）に関して、久留米市（以下「発注者」という。）と株式会社松田平田設計（以下「設計者」という。）と○○○○（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者を選定したことを確認し、令和13年5月31日に工事を完了させるため、発注者、設計者及び施工予定者が協力して、発注者と設計者が別途契約する「久留米競輪場再整備に係る基本設計・実施設計業務委託」及び、発注者と施工予定者が別途契約する「久留米競輪場再整備に係る技術協力業務委託」における実施設計及び技術協力業務を円滑に完成させることを目的とする。

（関係者間の調整、協力）

第2条 久留米競輪場再整備に係る実施設計に関し発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、発注者を支援する業務を行うコンストラクションマネージャー（以下「CMr」という。）が、調整を行う。

- 2 発注者及びCMrが行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。
- 3 発注者、設計者及び施工予定者は、採用すべき技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）の技術的・経済的課題を検討するため、3者協議会を設置する。なお、3者協議会とは、発注者及び設計者並びに施工予定者の3者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討する組織をいう。
- 4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する3者協議会において、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、CMrが、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で調整を行う。

（3者協議会の役割、責任）

第3条 3者協議会の役割、責任は役割分担表（別紙3）による。

- 2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案を実施設計に反映させる等のため、施工予定者が計画通知上のその他の設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

(実施設計における技術協力等)

第4条 施工予定者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案の創出に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案だけでなく、実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、更なる技術的提案及び経済的提案の創出に努めるものとする。

(提案金額)

第5条 施工予定者による提案金額（以下「提案金額」という。）は、下記の通りとする。

金〇〇,〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

(有効期間)

第6条 本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は工事請負契約の価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議し決定する。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、発注者、設計者及び施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

福岡県久留米市城南町15番地3号

久留米市長 原口 新五

設計者

東京都港区元赤坂一丁目5番17号

株式会社 松田平田設計

代表取締役 江本 正和

施工予定者

〇〇〇〇